

大同大学同窓会支部に関する規程

(趣旨)

第1条 大同大学同窓会(以下「本会」という。)会則第2条第3項ならびに第36条に基づき、支部設立ならびに支部活動に関することは、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は、支部設立ならびに支部活動に関して必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

(支部の範囲と構成)

第3条 支部設立にあたっては、都道府県等の地域単位で設立することができる。

2 支部は、地域在住の会員(以下「支部会員」という。)をもって構成される。

(支部の設立)

第4条 会員は支部の設立を本会に申し出ることができる。

2 支部設立の申請には、支部会員となる10名以上の賛同を必要とする。

3 支部設立の申請にあたり、別表(1)に定める支部設立申請書(以下「別表(1)」という。)に必要事項を記載のうえ、本会会長(以下「会長」という。)に提出する。

4 支部設立の申請にあたり、支部規約を作成し、本会に提出する。

5 支部設立は、別表(1)に基づき、執行委員会において審議し、総会で承認する。

(支部の義務)

第5条 支部は、本会の目的に沿って活動を行わなければならない。

2 支部は、永続的に活動できる組織とし、常に新規会員獲得のための広報をしなければならない。

3 支部は、本会会務の執行支援をしなければならない。

4 支部は、支部総会を原則毎年開催しなければならない。

(支部長および副支部長の選出)

第6条 支部の設立にあたり、支部の代表として、支部長を1名選出する。

2 支部の設立にあたり、支部長を補佐する副支部長を1名選出する。

3 支部長および副支部長(以下「支部長等」という。)は、執行委員会において審議し、承認する。

(支部長等の交代)

第7条 支部長等の交代については、別表(2)に定める役職者交代届を会長に提出しなければならない。

2 支部長等の交代については、支部総会における議決を会長に書類にて報告する。

(支部長等の義務)

第8条 支部長は、支部の円滑な運営を図るために、支部活動を掌握しなければならない。

2 支部長は、本会総会および支部・部会連絡協議会(以下「協議会」という。)に参加しなければならない。

3 支部長は、支部会員ならびに協議会代表に対して、会務の報告をしなければならない。

4 支部長は、別表(3-1)に定める当該年度の支部活動総括書および別表(3-2)に定める次年度事業計画書を、毎年度末までに本会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。

5 副支部長は、支部長が職務を遂行できない場合に、支部長の職を代行する。

(代表委員の選出)

第9条 支部の設立にあたり、代表委員1名を選出する。

2 支部長等は、代表委員を兼務することができる。

3 代表委員は、代表委員会に参加しなければならない。

(代表委員の交代)

第10条 支部選出の代表委員の交代については、別表(2)に定める役職者交代届を会長に提出しなければならない。

2 支部選出の代表委員の交代については、支部総会における議決を本会に書類にて報告する。

(支部の継続)

- 第 11 条 支部の継続について、5 年に一度、別表(4)に定める支部活動継続確認書(以下「別表(4)」という。)を会長に提出しなければならない。
- 2 別表(4)には、支部会員となる 10 名以上の賛同を必要とする。
 - 3 前項に定める別表(4)が提出されない場合は、執行委員会の判断により、支部を解散させることができる。

(規約の制定)

- 第 12 条 支部は、支部規約を制定し、執行委員会の承認を得る。
- 2 支部規約の改廃は、支部総会における議決を本会に書類にて報告する。

(支部の活動援助)

- 第 13 条 支部は、本会より次に定める支部活動に対し援助を受けることができる。
- (1) 支部活動開催案内のとりまとめ
支部活動開催に伴う案内状の印刷、発送および取り纏めを、本会事務局(以下「事務局」という。)において代行して行う。なお、印刷および発送にかかる経費については本会が負担する。
 - (2) 支部総会参加者援助金の支給
支部総会参加者援助金として、支部総会参加者 1 名につき 5,000 円を支給する。ただし、支部総会参加者とは本会会員(会員とは一般会員、委託修了会員、学生会員に限定し、名誉会長、名誉会員および特別会員は含まない。)を指し、同伴者は含まない。
 - (3) 支部活動特別援助金の支給
支部総会以外の活動に対して支部活動特別援助金として、支部活動参加者 1 名につき 3,000 円を支給する。ただし、支部活動参加者とは本会会員(会員とは一般会員、委託修了会員、学生会員に限定し、名誉会長、名誉会員および特別会員は含まない。)を指し、同伴者は含まない。
- 2 本会による支部活動の援助を希望する場合は、別表(5-1)に定める支部活動援助申請書(以下「別表(5-1)」という。)を開催日 1 カ月前迄に本会事務局長(以下「事務局長」という。)に提出しなければならない。なお、支部活動終了後 1 カ月以内に参加者名簿および集合写真とともに、別表(5-2)に定める支部活動報告書(以下「別表(5-2)」という。)を事務局長に提出しなければならない。
 - 3 複数の支部(部会を含む。)による合同の活動については一活動と見做す。ここでいう合同とは、開催日および開催場所が同一であることをいう。

(援助金の支給)

- 第 14 条 支部活動に係る援助金は、前条第 2 項の申請書および報告書に基づき、事務局長の判断により支給する。
- 2 支部活動に係る援助金について、別表(5-2)が提出される前の支給は原則認めない。ただし、事務局において参加の意思が確認された人数分については、仮払金として援助金を事前に支給することができる。
 - 3 支部活動に係る援助金は、別表(5-1)により指定された振込先口座に支給する。

(会員の派遣)

- 第 15 条 支部総会に対する会員の派遣は、原則次のとおりとする。
- (1) 会長は、一活動に対して、副会長および参与のうち会長を含めて最大 2 名の派遣を検討し出張命令することができる。ただし、執行委員会が承認する行事においてはこの限りとしない。
 - (2) 前号にかかわらず、支部・部会代表者については、派遣することができる 2 名には含まない。
 - (3) 会長は、支部からの要請に対して、名誉会長、名誉会員および特別会員の派遣を検討することができる。
 - (4) 支部からの要請に対して、他支部の支部長の派遣は認めない。
 - (5) 支部総会以外の支部活動について、会員の派遣は認めない。
- 2 支部総会への出張については、「旅費に関する規程」に定めるとおりとする。
 - 3 支部総会へ参加した会長、副会長および参与は、事務局長および支部・部会代表者に出張報告書を提出しなければならない。

(個人情報)

- 第 16 条 支部会員の個人情報保護に関することについては、「個人情報保護に関する規程」に定める。
- 2 支部活動において得られた住所変更に関する情報については、本人の同意を得て事務局に提供する。
 - 3 第 13 条第 1 項第 1 号に記載する支部活動開催案内を往復はがきにより実施する場合、発送元および返信先は事務局とする。

(支部の統合)

- 第 17 条 支部は、近郊と認められる支部と統合することを会長に願い出ることができる。
- 2 統合の対象となるそれぞれの支部は、それぞれの支部総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。
 - 3 支部の統合については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

(支部の解散)

- 第 18 条 支部の解散は、支部総会において、出席者の 4 分の 3 以上の議決を本会に書類にて報告する。
- 2 支部の活動が 3 年以上休止または活動が困難な場合は、執行委員会の判断により、支部を解散させることができる。
 - 3 支部の活動が本会の目的に違反した場合または本会の名誉を著しく傷つける行為をした場合は、執行委員会の判断により、支部を解散させることができる。
 - 4 前 3 項の解散については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

(財産の処分)

- 第 19 条 支部の解散にともなう残余財産の処分は、本会に寄付する。

(雑則)

- 第 20 条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

(規程の改廃)

- 第 21 条 この規程の改廃は、執行委員会において審議し、総会で決定する。

(附則)

(附則)

- 第 1 条 この規程は、2018 年 5 月 26 日から施行する。(制定)
- 2 本規程制定に伴い、「支部設立規約」および「支部活動援助に係る取扱い規程」は廃止する。
- 第 1 条 この規程は、2019 年 5 月 25 日から施行する。(法人設立に伴う部分改正)
- 2 第 11 条第 1 項については、従前の規程に則り 2022 年度末までに提出することとする。